



た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。） ）以下（三）におい て同じ。）が2億円 以上②億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が2億円未満 の工事に係るもの	○						
17 同規則第41条の規 定による工期の延長 の承認 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事（請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。） ）以下（三）におい て同じ。）が2億円 以上②億円未満の 工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額（請負契約の 締結後）に請負対 象設計金額を変更 した場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。） ）以下（三）におい て同じ。）が2億円 以上②億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が2億円未満 の工事に係るもの	○	○				○	
18 同規則第41条の規 定による工期の延長 の承認 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事（請負契約 の締結後）に請負対 象設計金額を変更 した場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。） ）以下（三）におい て同じ。）が2億円 以上②億円未満の 工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額（請負契約の 締結後）に請負対 象設計金額を変更 した場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。） ）が2億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○	○				○	
19 同規則第42条第1項 の規定による工期 の短縮の要求 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事（請負契約 の締結後）に請負対 象設計金額を変更 した場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。） ）以下（三）におい て同じ。）が2億円 以上②億円未満の 工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額（請負契約の 締結後）に請負対 象設計金額を変更 した場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。） ）が2億円未満の 工事に係るもの	○	○				○	
20 同規則第42条第2項 の規定による通常 必要とされる工期に 満たない工期への要 求の要求 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事（請負契約 の締結後）に請負対 象設計金額を変更 した場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。） ）が5億円未満の 工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額（請負契約の 締結後）に請負対 象設計金額を変更 した場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。） ）が5億円未満の 工事に係るもの	○	○				○	
21 同規則第42条第3項 の規定による請負 代金の変更及び必 要な負担の決定 (一) 請負対象設計	○						

金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○			金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの	○			(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの	○
21 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの	○			22 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの	○
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの	○			(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの	○
22 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○			23 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○
23 略				24 略	
24 同規則第49条第1項の規定による設計図面の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上との工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）	○			25 同規則第49条第1項の規定による設計図面の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上との工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）	○

。以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○				○	。以下(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○		
25 同規則第56条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上 の工事(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が5億円未満の工事に係るもの	○				26 同規則第56条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が2億円以上 の工事(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	○			
26 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○				27 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)以下(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○			
27 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の規定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○				28 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の規定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)以下(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○			
28 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び賠償の請求 (一) 請負対象設計	○				29 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び賠償の請求 (一) 請負対象設計	○			

金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））が5億円未満の工事に係るもの	○						
29 略							
30 同規則第60条第2項の規定による前金払いに係る認定		○					
31~34 略							
35 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除	○						
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））が5億円未満の工事に係るもの	○						
36 略							
37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定	○						
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）以下（三）において同じ）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	○						
(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○						
38 略							
39 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの							
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの							
40 略							
41 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの							
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）以下（三）において同じ）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの							
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							
42 略							
四 憲法法施行令（昭和25年政令第239号）第28条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に基づく事務	1~4 略						
四 憲法法施行令（昭和25年政令第239号）第21条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に基づく事務	1~4 略						
5 同法第37条第1項の規定による漁港施設の形態等の変更等の許可	○						
6 同法第37条第2項の規定による漁港施設の規制回復の命令	○						
7 同法第39条第1項	○						



事項	専決権者			事項	専決権者		
	行政監査部 行政監査官 工事検査係長 所長	工事検査係長	上級部長 工事検査室長 検査監				
一 建設工事の検査の命令				一 建設工事の検査の命令			
1 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいいう。以下この表において同じ。）が1億円以上の工事及び請負対象設計金額が1億円未満の工事で知事が別に定めるものに係るもの	○	○	○	1 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいいう。以下この表において同じ。）が7,000万円以上の工事及び請負対象設計金額が7,000万円未満の工事で知事が別に定めるものに係るもの	○	○	○
2 請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの	○	○	○	2 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの			○
(一) 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの							
(二) (一)以外の区域に係るもの							
二 建設工事の検査の合否の決定	○	○	○	二 建設工事の検査の合否の決定	○	○	○
1 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの				1 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの			
2 請負対象設計金額が1億円以上5億円未満の工事及び請負対象設計金額が1億円未満の工事で知事が別に定めるものに係るもの				2 請負対象設計金額が7,000万円以上5億円未満の工事及び請負対象設計金額が7,000万円未満の工事で知事が別に定めるものに係るもの			
3 請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの				3 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの			
(一) 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの							
(二) (一)以外の区域に係るもの							

## 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第2生産振興課の項に第14号及び第15号を加える改正は平成13年4月27日から、同表管理課の項に第14号を加える改正は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第5章の規定の施行の日から、別表第3に文化振興課の項を加える改正（同項第4号に係る部分に限る。）は平成13年4月21日から施行する。

